

## 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会阿倍野区役所部会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第10条に基づき、大阪市阿倍野区における、暴力団等による不法、不当要求事案を予防し、又は排除するため、大阪市行政対象暴力対策連絡協議会阿倍野区役所部会（以下「部会」という）を設置する。

### (活動)

第2条 部会は、設置目的を達成する観点から、以下の内容について活動する。

- (1) 暴力団等に関する情報交換、研究、研修及び共助
- (2) 大阪府阿倍野警察署（以下「警察署」という）、大阪市阿倍野区役所（以下「区役所」という）等の行う暴力団排除活動への積極的な協力
- (3) 本市事務及び事業に対する行政対象暴力の排除
- (4) その他本部会の目的達成に必要な事業

### (構成)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって構成する。

- 2 部会長は、区長をもって充てる。
- 3 副部会長は、警察署刑事課長及び区役所総務課長をもって充てる。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故あるときは、副部会長が会務を総理する。
- 6 委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 7 部会にオブザーバーをおくことができる。

### (開催)

第4条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 部会長が認めた場合に限り、委員の出席は議事に必要な委員のみとすることができる。
- 3 部会長は、必要があると認められるときは、委員以外のものに対し、部会への出席を求めることができる。

### (守秘義務)

第5条 部会において知り得た内容については漏らしてはならない。その職を離れた以降も同様とする。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、区役所総務課において行う。

附則 本要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附則 本要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。